

2018年9月28日

各 位

会 社 名 夢 展 望 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 濱 中 眞 紀 夫
(コード：3185 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 田 上 昌 義
(TEL. 072-761-9293)

親会社からの資金の借入に関するお知らせ

当社は、2018年9月28日の取締役会におきまして、親会社からの資金の借入を行うことを決議し、実行いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 資金の借入の理由

2016年9月30日のコミットメントライン一部返済に伴い、親会社であるRIZAPグループ株式会社より借入を実施いたしましたが、2018年9月28日付をもって、その返済期日が到来するため、下記の極度貸付約定書に基づき、返済期限を1年後とする個別の借入を行うものであります。

2. 契約の内容

(1) 極度貸付約定の内容

- ① 契約相手 RIZAPグループ株式会社
- ② 極 度 額 1億円
- ③ 契約締結日 2017年9月29日
- ④ 約 定期限 2020年9月30日
- ⑤ 金 利 年0.8% (計算方法は年365日の日割計算)
- ⑥ 返 済 方 法 返済期限に元利金を一括して返済する。
- ⑦ 損 害 金 債務不履行の場合には、借主は、支払うべき金額に対し年14%の割合による損害金を支払う。この場合の計算方法は年365日の日割計算とする。

(2) 個別借入の内容

- ① 借入実施日 2018年9月28日
- ② 返済期限 2019年9月30日
- ③ 返済方法 ②の返済期限に元利金を一括して返済する。
- ④ 担保の有無 無
- ⑤ 保証の有無 無

3. 支配株主との取引に関する事項

当該取引は、当社の親会社であるRIZAPグループ株式会社との取引となり、支配株主との取引等に該当します。

① 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は2018年7月23日に公表したコーポレートガバナンス報告書において、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「当社は支配株

主との間で取引が発生する場合には、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性について十分に検討するものとし、少数株主の権利を不当に害することのないよう、少数株主の保護に努めてまいります。」と定めております。今般の取引におきましても、公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に加えて、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性について、支配株主ではない金融機関等の第三者からの借入が可能かどうか十分な検討を行い、また直近の借入利率と比較検討する等、合理的に決定しており、少数株主の保護の方策に関する指針に適合していると判断しております。

②公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本件取引については、市場金利等との乖離が大きくないことを確認し、借入に関する条件等を決定しております。

また、当社の役員である濱中眞紀夫氏、加藤正臣氏、岡田章二氏、八島隆雄氏は、支配株主の役職員を兼務しているため、当該意思決定等の取締役会決議に参加しない事により、利益相反を回避致しております。

③当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

支配株主と利害関係を有しない当社の独立役員である社外取締役2名（石原康成氏、古川純平氏）より、他の資金調達手段や自己資金による資金繰りも検討したうえで、支配株主から借入を行う必要があると認められ、また借入条件の合理性についても認められ、さらに公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置も図っていることから、当該取引が少数株主にとって不利益なものには該当しない旨の意見を頂戴しております。

4. 業績に与える影響

業績に与える影響につきましては、現段階におきましては、公表している業績予想の数値に影響を及ぼすものではないと判断しておりますが、今後、公表すべき事実が発生した場合は速やかに公表いたします。

以 上